基本施策３　豊かな人間性の育成

施策の柱６　自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組14	ボランティア活動や体験的な活動の充実	担当課	義務教育課、高校教育課、生涯学習課、環境政策課

○ボランティア活動を充実させるために、学校と関係機関との連携、社会教育団体の活動や地域行事への児童生徒の参加を一層推進します。	
令和元年度の取組実績	・小学校におけるボランティア・チューター「ようこそ先輩！」を実施した。 〇　参加校：56校（公私立高校等） 〇　参加生徒数：269名（公私立高校等） 〇　受入小学校数：154校
成果	・卒業後の進路が決まった高校生が、母校の小学校でボランティア・チューターとして活動することによって、社会性や望ましい勤労観・職業観の伸長を図るとともに、自己有用感や自己を生かす能力を養うことができた。 ・小学生が、自己の将来のモデルとしての高校生と交流することを通して、今後の学校生活への夢や希望を育むことができた。
課題	・高校生の参加校数は前年度と同じであった。事業は定着してきたが、参加高校生をより増やすために、広報活動をより積極的に行う必要がある。 ・高校生が、自覚と明確な目的意識を持って参加するよう、高校における事前指導をより徹底していく必要がある。 ・各小学校の実情に合わせ、より充実した活動がなされるような仕組みづくりを図る必要がある。

○「社会を生き抜く力」を育むため、「自然体験活動」「社会体験活動」の機会提供を推進します。	
令和元年度の取組実績	・県立青少年自然の家３所にて青少年自然体験事業を実施した。 親子体験活動（親子キャンプ、登山、星空観察等）　参加者数　延べ452人 自然体験活動（オープンデー、冬期ホリデー、出前講座等）参加者数　延べ2,400人 宿泊自然体験活動（３泊４日程度の長期キャンプ）参加者数　延べ118人
成果	・青少年及びその保護者を主たる対象として、様々な自然体験活動を提供することにより、青少年の主体性や協調性、社会性、問題解決能力等「生きる力」を育成するとともに、家庭や地域の教育力向上にも資することができた。
課題	・各所の特色を生かし、キャンプやオープンデー等の主催事業プログラムの充実を図る。 ・出前講座の開催等、所外にも積極的に出向き、県民に自然体験活動の機会を提供していく。

○地域や学校の特色を生かした体験活動や、命の大切さが実感できる体験活動の充実を図ります。	
令和元年度の取組実績	・各学校における「動物ふれあい推進事業」が充実するよう、学校獣医師を指定する。 学校獣医師の指定　指定人数94名 動物ふれあい推進事業実施校　200校（小学校150校、幼稚園・保育所50園）
成果	・学校獣医師の協力のもと、動物ふれあい教室では、ウサギ等の小動物とのふれあいを通じて、生命の尊さや大切さについて学習することができた。
課題	・各学校における事業が充実したものとなるよう、事業を主管する食品・生活衛生課との連携・協力をしていく。

○自然体験・社会体験活動や地域貢献・奉仕活動を行っている青少年団体を支援します。	
令和元年度の取組実績	・群馬県子ども会育成連合会、日本ボーイスカウト群馬県連盟、ガールスカウト群馬県連盟の活動を充実させるため、事業費を補助した。 ・青少年団体の運営への助言を行うなど、青少年の健全育成を推進した。
成果	・団体活動の活性化が図られるとともに、青少年教育にかかる指導者の育成等につなげることができた。
課題	・少子化の流れを受けた構成員の減少等の問題があるが、より魅力ある活動の工夫等、活動の充実が課題である。

○環境に関心を持って自ら学ぶとともに、環境と人との関わりについて正しく理解し、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境学習等推進行動計画」に基づく環境教育を推進します。【取組５再掲】	
令和元年度の取組実績	・公害防止、気候変動・エネルギー、廃棄物対策、育樹作業、尾瀬フィールドワーク、リサイクル実習等の計10回のカリキュラムにより、ぐんま環境学校（エコカレッジ）を実施した。受講者数は28名、うち修了者数は22名だった。
成果	・幅広いカリキュラムを通して、地域の環境活動に自ら進んで取り組む人材を育成した。
課題	・ぐんま環境学校（エコカレッジ）の修了後は、自主的な環境活動の実践が期待されているが、個人の実践を地域に広げていくことが重要である。

基本施策３　豊かな人間性の育成

施策の柱６　自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組15	人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実	担当課	義務教育課、高校教育課

○小・中学校においては、道徳教育の全体計画及び別葉の作成、活用、見直しを行うことにより、道徳科を要として各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通して効果的に道徳教育を進めます。	
令和元年度の取組実績	・道徳教育推進教師を対象とした校種別の道徳教育研究協議会を開催し、教育活動全体を通じて道徳教育を推進する重要性等についての説明や、研究指定校の取組発表及び大学教授による講話等を行った。
成果	・授業づくりや評価方法等についての研修が積極的に実施され、学校全体で道徳教育に取り組む指導体制が整いつつある。
課題	・各学校の教育活動全体を通した道徳教育の取組が充実するよう、研究協議会等の内容の工夫・改善を図っていく必要がある。

○要となる道徳科の時間では、主たる教材として教科書を効果的に活用し、主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方、感じ方と出会い交流する「考え、議論する道徳」を充実します。	
令和元年度の取組実績	・道徳教育研究指定校・指定地域において授業研究会等を実施するとともに、研究成果をWebサイトに掲載し、「考え、議論する道徳」の授業について県内学校への周知を図った。（Ｒ元年度指定校：東吾妻原町小、前橋元総社中、邑楽町教委） ・道徳の授業と評価の実践例をまとめた「ふかめよう！道徳科実践編」を全小中学校教員に配布した。
成果	・道徳の教科科により、教科書の資料を中心に学年全体で指導のポイントを協議するなど、「考え、議論する道徳」の授業づくりに向けての体制づくりが進んだ。
課題	・「考え、議論する道徳」の充実に向けて、「はばたく群馬の指導プランⅡ」と、これまでに全小中学校教員に配布している各種資料の活用について周知し、指導法の工夫・改善を図る必要がある。

○児童生徒がよりよく生きていく力を身に付けられるようにするために、生命の尊重、親切･思いやり、規則の尊重、家族愛等の学習指導要領が定める各内容項目について、自己の生き方への考え方を深める学習を充実します。	
令和元年度の取組実績	・県教育委員会義務教育課のWebサイトにおいて、小学校１年～中学校３年までの57授業の学習指導案を掲載した。 ・道徳の授業と評価の実践例をまとめた「ふかめよう！道徳科実践編」を全小中学校教員に配布した。
成果	・学習指導要領が定める各内容項目について深く考えられる授業が増えている。
課題	・学習指導要領に示された各内容項目の学習がさらに充実するよう、学習指導案の収集・掲載を継続する必要がある。

○高校においては、公民科や特別活動を中核的な指導の場面として、学校教育全体を通して、人間としての在り方や生き方に関する学習を行います。	
令和元年度の取組実績	・公立高校・公立中等教育学校・県立特別支援学校の道徳推進教師を対象とした道徳教育推進協議会を実施し、高校における道徳教育の一層の推進を図った。 ・県立玉村高校を道徳教育総合支援事業の研究校に指定し、校訓である「誠実・勇気・奉仕」を根底においた道徳教育推進の取組を行った。
成果	・全ての学校が、道徳教育の全体計画及び道徳教育の目標と教科の関連表を作成し、各教科・科目との関わりを明らかにした上で、生徒や学校の実態に応じた道徳教育を行うことができた。 ・県立玉村高校の公開授業に、数多くの高等学校・特別支援学校の教諭が参加し、高校の道徳教育について協議するなど、各校の道徳教育の一層の充実に資することができた。
課題	・道徳推進教師を中心に、全ての教職員が連携し道徳教育の全体計画や、道徳教育の目標と教科の関連表をもとに連携し、道徳教育を一層推進していくこと。

○児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域社会との連携を充実します。	
令和元年度の取組実績	・研修会や協議会等で郷土資料集「ぐんまの道徳」の活用を促したり、家庭や地域社会との連携や積極的な発信等の学校の取組を紹介したりした。
成果	・各学校で「ぐんまの道徳」を年間指導計画に位置付けたり、学校通信や授業公開により家庭や地域社会との共通理解を図ったりすることができた。
課題	・各学校に対して道徳教育の取組等の積極的な発信を促したり、家庭、地域社会の人々が参加、協力した事例等を紹介したりして連携の充実を図る必要がある。

基本施策３　豊かな人間性の育成

施策の柱６　自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組16	自らの態度や行動につながる人権教育の推進	担当課	義務教育課、高校教育課、生涯学習課

○教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導を充実するとともに、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践します。	
令和元年度の取組実績	・人権教育指定校事業や地区別人権教育研究協議会において、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした公開授業を６校で実施した。 ・各学校では、全体計画、年間指導計画に基づき、全教育活動を通じて、構造的指導（常時指導、間接的指導、直接的指導）に留意した授業づくりの推進するよう促した。 ・人権教育の基盤は常時指導であり、日常的に児童生徒一人一人のよさが認められ、共に生きていく実感がもてるような人間関係づくり・環境づくりを推進した。 ・各学校では、全体計画、年間指導計画に基づき、全教育活動を通じて、構造的指導（常時指導、間接的指導、直接的指導）に留意した授業づくりを推進した。
成果	・調査では、人権教育年間指導計画の整備、全体計画の見直しを実施している学校が高い割合で維持されており、計画な指導が行われるようになっている。
課題	・人権問題を自分のこととして捉えさせるとともに、自らの行動につながる人権教育を推進する。 ・人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図る。

○児童生徒の人権尊重の態度を育成するために、人権教育に関わる校内研修を充実し教職員の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図る取組を進めます。	
令和元年度の取組実績	・人権問題に関する正しい理解を図り、人権感覚を身に付けるために、教職員を対象とした協議会を実施した。 ・人権重要課題１１項目と学習指導要領との関連が分かる一覧表を基に、自校の年間指導計画を見直し、それぞれの重要課題に関わる学習を各教科等に位置づけるなど、「直接的指導」の充実を図ることができる「人権教育推進資料」を配布した。【R1新規】
成果	・協議会の参加者アンケートでは、「説明等を通じて、今日的な人権課題に対する理解が深まった」という回答が多く寄せられ、参加者の資質向上につながった。指定校において、人権感覚チェックリスト活用による人権感覚の高揚が見られた。
課題	・教職員一人一人が人権重要課題の理解を深め、適切に指導できるようにする。

○地域及び関係機関等との連携による多様な学習活動を推進することで人権教育の充実を図るとともに、保護者に対する人権に関する情報提供を進め、人権意識の高揚を図ります。	
令和元年度の取組実績	・幼稚園児・小学生の保護者及び中・高校生や一般等各層に合った人権教育学習・啓発資料を作成・配布し、学習及び啓発・普及に活用されるよう努めた。
成果	・第５学年の保護者対象資料「みんなの願い」、園･保育所の４歳児保護者対象資料「めぶき」などの人権教育資料の配布による情報提供を行うことで、保護者の人権意識の高揚が見られた。
課題	・人権課題の多様化により、新しい課題を盛り込んだ啓発資料の作成が必要となっている。 ・作成した資料の活用を促進するため、各種協議会や研修会等で活用を呼び掛ける必要がある。

○社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を育成します。	
令和元年度の取組実績	･教育事務所ごとに「群馬県人権教育の基本方針」「群馬県人教育充実指針」に基づいた人権教育を推進するために必要な事項の研修や協議を計10回実施。1,249名を養成した。
成果	・各事務所が実施する研修会では、講演会形式だけでなく、人権について活動を通して気づいたり発見したりする参加体験型学習の研修会を多く取り入れることで、学習者が主体的に考え、活動する場面が多く見られた。
課題	・育成した指導者の活用に向けて、指導者の活動の場やスキルアップの方法について検討する必要がある。

○市町村が行う集会所等を拠点とした人権教育推進事業に対して支援します。	
令和元年度の取組実績	・地域の集会所等を拠点として実施する人権教育推進事業（16市町村63カ所）に対し、その経費の一部を補助した。
成果	・各集会所が計画した人権に関する講座や地域住民の参加・交流を促進するための人権教育推進事業が年間を通して円滑に実施され、このことを通して人権に対する住民の理解と交流が深まった。
課題	・地域住民が人権の重要性についての正しい理解と豊かな人権感覚を身に付けられるよう、今後も地域の集会所を拠点とした人権教育を推進していく必要がある。

施策の柱６における指標の状況、令和２年度の方向

指標の状況

指標		策定時		目標値	2020.4月末時点の最新値		進捗率	備考（進捗が芳しくない場合や数値に大幅な上下があった場合等、説明を記入）
項目	細目	数値	年度		数値	年度		
教職員の人権意識を高めるための研修※に取り組んだ学校の割合 ※教職員の人権意識を高めるための研修：人権問題に特化した校内研修に加えて、朝会等における県及び市町村教育委員会の研修内容の周知等を行った場合も含む。	小	97.0%	2017	100.0%	100.0%	2019	100.0%	
	中	99.0%	2017	100.0%	99.0%	2019	0.0%	
	高	68.0%	2017	100.0%	95.0%	2019	84.4%	
	特支	80.0%	2017	100.0%	100.0%	2019	100.0%	
「児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した学校の割合（全国学力・学習状況調査　学校質問紙調査　「当てはまる」と回答した学校の割合）	小	88.8%	2018	100.0%	86.8%	2019	-17.9%	
	中	85.1%	2018	100.0%	85.7%	2019	4.0%	
母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数	高	241人	2017	280人	269人	2019	71.8%	

令和２年度の方向

・人権重要課題の理解を促進するとともに、人権感覚を高めるために、「人権教育推進資料」の活用について周知を図る。
・人権教育指定校・指定地域において、人権重要課題を扱った授業を公開し、取組の成果を普及する。
・道徳教育研究指定校を中心に、「はばたく群馬の指導プランⅡ」や「はじめよう！道徳科」、「ふかめよう！道徳科」、「ふかめよう！道徳科実践編」を基にした実践を公開し、全県に発信できるようにする。
・「ようこそ先輩！」（高校生ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ･ﾁｭｰﾀｰ小学校派遣事業）は学校現場に定着し評価も高いものであるが、参加人数が少しでも増えるよう、引き続き、校長会、教頭会、生徒指導対策協議会等で周知していく。今年度の募集は12月に行い、多くの参加生徒が来年2月の家庭学習期間に2週間程度の活動を行う予定である（コロナウィルス感染症の罹患状況等により、中止とする可能性もある）。
・地域における人権教育を推進していくために、集会所等を拠点として実施する人権教育推進事業（16市町村63カ所）に対し、その経費の一部を補助する。
・育成した指導者の活用に向けて、指導者の活動の場やスキルアップの方法について検討する。
・県立青少年自然の家３所の特色を生かし、キャンプや登山等の主催事業プログラムの充実を図り、県民に様々な自然体験活動の機会を提供していく。

基本施策３　豊かな人間性の育成

施策の柱７　いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組17	いじめの正確な認知に基づく適切な対応	担当課	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

○いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校・家庭・地域が連携して早期発見に努めます。	
令和元年度の取組実績	・児童生徒の変容に早期に気付くため、複数の目で日々の観察を行い、情報共有を充実させる体制の強化について依頼した。 ・「いじめ防止フォーラム」について、保護者や地域住民等に参加を呼びかけ、参加した保護者等を対象とした講演会等を実施した。 ・各学校でのいじめ防止に向けた取組内容を、保護者や地域に対して積極的に発信し、実施している取組への理解を図った。 ・「法によるいじめの定義」について、各学校が職員及び保護者向けの研修を行い、軽微ないじめであっても見逃さない環境作りに努めた。
成果	・校区や地域におけるいじめ防止の気運の高まりが見られた。（群馬県教育委員会「いじめ問題取組状況調査」） 「保護者と連携して、いじめ問題の解決に向けた対策が図られた」　85.3％ 「地域と連携して、いじめ問題の解決に向けた対策が図られた」　71.0％」 ・「保護者に対して、いじめの正確な認知について周知するなど、連携していじめ問題の解決に向けて取り組んだ。」72.1％　（令和元年度いじめ問題取組状況調査〔高校〕より） ・令和元年度の県内特別支援学校におけるいじめ認知件数が前年度比＋12件（105%）に増加した。 ・法に基づいたいじめの積極的な認知が各学校において浸透し、いじめの早期発見が図られてきている。
課題	・いじめの解消に向けた実効性のある対応と、子どもたちの成長支援の視点に立った再発防止への取組の充実のための学校と保護者・地域との連携が必要である。 ・学校いじめ防止基本方針について、学校・家庭・地域が共通認識をもって、いじめ防止に取り組む体制づくりが次の課題である。

○いじめが生じたときには、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応を早期に行い、関係する児童生徒や保護者が納得するいじめの解決を目指します。	
令和元年度の取組実績	・「学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価を依頼した。 方針の策定状況：策定率100％ ・児童生徒の感じる被害生に着目し、法律に基づくいじめの正確な認知について周知した。 ・管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応等に係る指示伝達を行った。 ・国公私立全ての高校等を対象とした「いじめ防止啓発会議」を開催し、各学校におけるいじめ問題への対応の一層の改善・充実を図った。 ・生徒指導対策協議会において、各学校における組織的な対応の実際や組織的な体制づくりについて議論を深めることができた。
成果	・「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」等に関する教職員の意識が高まるとともに、法に基づくいじめの正確な認知が進んだ。 ・法に基づいたいじめの正確な認知が進み、日常的なささいなトラブル大きな事案に発展する前に、いじめを早期に発見する学校が増えてきている。 ・他の学校の取組を参考に組織的な体制づくりに取り組む特別支援学校が増え、いじめの認知件数の増加や解消率の増加（H30:40.9→R1:55.4%）につながった。
課題	・少数ではあるが、学校におけるいじめへの対応について、保護者と学校がトラブルに発展するケースがある。日常的なささいな問題が大きなトラブルに発展しないよう、保護者が納得するいじめの対応に向けて取り組んでいく必要がある。 ・学校いじめ防止対策組織が定期的に開催されないなど、組織の運営に課題が残っている。

○ＳＮＳ等を介したいじめや問題行動、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するネット上の諸問題を教員が正しく理解した上で、児童生徒の情報モラルを育成します。【取組１２再掲】	
令和元年度の取組実績	・実態把握：県警、県児童福祉・青少年課が実施する調査結果から児童生徒のネット利用の実態を把握し、スマートフォン等の所持率を踏まえ指導に生かしている。 ・児童生徒への啓発：児童生徒を対象とした情報モラル講習会を小学校・中学校で開催している。 ・メディアリテラシーの育成：未然防止の視点から、メディアリテラシーの育成を技術家庭科（技術分野）や道徳、学級活動等の授業を通じて働きかけていく。 ・教職員・保護者への講習：学校や県PTA連合会主催の研修会を実施している。 ・県警による児童生徒及び保護者への情報モラル講習会の実施。（小学校132校、中学校57校、児童生徒数31,461人、保護者2,424人、教職員2,735人） ・小･中学校生徒指導担当教諭への研修（467人受講） ・群馬県警と連携した情報モラル講習会を県内の高等学校23校で実施した。 ・ネットパトロール事業により生徒のインターネット上への不適切な書き込みを350件検知し、学校の指導を支援した。また、生徒を対象としたインターネット利用セミナーを県立高校10校で実施した。 ・「ＳＮＳに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を推進し、学校毎のスマートフォンルールの一層の定着等を図った。
成果	・メールやインターネット上の交流サイト等を介したトラブルや、出会い系サイト等へのアクセス等の未然防止を図ることができた。また、生徒がＳＮＳ利用上の課題やいじめの未然防止等について話し合うことにより、互いに支え合う人間関係づくりを推進することができた。 ・警察官の説得力ある説明や事例による説明により、児童生徒に課題意識を持たせることができた。 ・児童生徒から「ネットは便利だが使い方を間違えると危険だとわかった」等の感想が寄せられている。また、保護者からは「家庭でのルール作りや話し合いが必要と感じた」との感想が寄せられた。
課題	・ＳＮＳ等を悪用した誹謗中傷、いじめの増加やネットゲームの課金やアイテム譲渡等の強要など、ネットに関係する多様な問題行動を未然に防止する必要がある。 ・ＳＮＳに頼らず、身近な人たちと良好な人間関係を築ける力を育成する必要性がある。 ・メールやインターネットに係る生徒間のトラブルや「ネット上のいじめ」、出会い系サイト、反社会的なサイトへのアクセス等について、機会を捉えて注意喚起と効果的な啓発を行い、問題行動や犯罪被害等の未然防止に努めること。 ・「ＳＮＳに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を一層推進すること。

○いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう教職員の指導力の向上を図り、解決に向けて迅速かつ組織的に学校全体で取り組みます。	
令和元年度の取組実績	・各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた教職員の行動計画とするとともに、組織的にいじめ対策を図っている。 ・「学校いじめ防止基本方針」の中に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した、いじめ防止のための校内指導体制を整備するよう依頼した。 ・「いじめ防止対策推進法」等に基づくいじめの問題への組織的な対応を徹底させるため、リーフレット「いじめの問題は全て学校いじめ対策組織で対応します。」を作成し、全ての県立高校等に配布するとともに、管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において周知した。 ・年３回の生徒指導対策協議会や新任生徒指導主事研修において、各学校に取り組んでほしい研修の例を示したり、各学校で実際に行われた研修について情報交換する機会を提供したりすることができた。
成果	・法に基づいたいじめの正確な認知に関する理解が深まり、積極的ないじめの認知により、認知件数が増加してきている。 ・いじめられたりいじめを行ったりした児童生徒に対して、スクールカウンセラーがカウンセリングを行うなど、外部人材を活用した取組が行われるようになってきている。 ・「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」等に関する教職員の意識が高まるとともに、法に基づくいじめの正確な認知が進んだ。 ・「法によるいじめの定義」を校内研修で行った学校が増えた（H29：８校→H30：13校）ことにより、教職員の理解が進んでいじめの認知件数が増えた（H29：69件→H30：205件）。
課題	・いじめの積極的な認知に努めるとともに、いじめの認知件数を発生件数ととらえず、潜在的ないじめもあるという危機意識を常にもち、指導の充実を図っていく。 ・いじめの正確な認知や「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応について、管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において、より一層の周知を図るとともに、いじめ問題に関する校内研修を充実させ、理解を深めていく必要がある。

基本施策３　豊かな人間性の育成

施策の柱７　いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組18	いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援
担当課	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

○学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童生徒が自らの力でいじめを防止する活動を推進します。	
令和元年度の取組実績	・一人一人が大切にされる集団づくり、互いに支え合う人間関係づくりに焦点を当て、各学校のいじめ防止活動を推進するよう依頼した。 ・児童生徒主体の話合いや、いじめを自分のこととして振り返ることができるような授業に取り組むよう依頼した。 ・「令和元年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、一人一人が大切にされる集団づくり、互いに支え合う人間関係づくりに焦点を当て、各学校の児童生徒主体のいじめ防止活動を推進した。 ・地域ごとに開催された「いじめ防止フォーラム」への積極的な参加や、「SNSに頼らない人間関係づくり」の取組を通して、他者理解を促した。
成果	・令和元年度いじめ問題取組状況調査結果 「児童生徒は、いじめを自分のこととして考え、いじめ防止活動に主体的に取り組んだ」(学校の割合) 小:97.1％　中:97.5％　高:77.9％　特支:61.5％ アンケートにより、自校のいじめ防止活動年間計画の実施を通して、生徒にいじめを許さない意識と態度を育めた学校が多かったことがわかる。また、年々いじめ防止の活動が児童生徒主体になっているとの学校もあり、いじめ防止活動を計画的に行っていくことの意義は大きいと言える。
課題	・日常の諸問題を子供たち自身が話し合って解決する風土を学級や学年単位でつくり、学校全体でのいじめ防止活動につなげていく。 ・いじめを含めた日常の諸問題について、児童生徒自身が話し合って解決する風土を、クラスや学年単位でつくり、学校全体でのいじめ防止活動につなげていく必要がある。 ・学校種の枠を超えた積極的な活動が展開できるよう、さらなる工夫が必要である。

○学校間の連携を密にして、県内各地域で児童生徒の経験に基づく意見交換を行います。	
令和元年度の取組実績	・「令和元年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、県内12地区で「いじめ防止フォーラム」を実施した。 ○参加校：410校 （小:155校　中:154校　高:79校　特:20校 中等:２校） ○児童生徒の班の他、ＰＴＡや引率教員を対象とした講義を実施 ・市町村主催「いじめ防止子ども会議」を実施した。 ○県内35市町村 ○小中学校の代表、引率教諭、ＰＴＡ、地域健全育成団体庁等が参加
成果	・「毎年繰り返すことで、児童生徒のの中にいじめに対する意識が年々高まってきた」、「いじめ防止フォーラムで他の校種や他校の取組を知ることができ、大変刺激になった。」等、いじめ防止フォーラムを継続的に行っていることに対する肯定的な評価を寄せた学校が多かった。
課題	・「いじめ防止フォーラム」の成果が各学校で効果的に活用できるよう、共通テーマや意見交換の仕方等をを工夫していく必要がある。 ・「いじめ防止フォーラム」での交流を機に、学校間での連携をさらに推進する必要がある。

○児童生徒のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、登校したいと思えるような魅力ある学校づくりを推進します。	
令和元年度の取組実績	・全ての児童生徒に対して、生徒指導の３つ（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定）の機能を生かした日常的な指導･支援を行うよう依頼した。 ・いじめ防止フォーラムの全県共通テーマ「一人一人が大切にされる集団づくり」に基づき、各学校で児童生徒による自主的ないじめ防止活動が行われた。 ・「ＳＮＳに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を推進した。 ・「ＳＮＳに頼らない人間関係づくり」の取組の中で、各特別支援学校において、学部の枠を超えた交流を行ったり、作業学習や学校行事の中で地域の人や高齢者等と触れ合ったりした。
成果	・全国学力学習状況調査結果 「学校に行くのが楽しい」　小学校：86.8%、中学校：82.8% ・「ＳＮＳに頼らない人間関係づくり」に係る活動に係るアンケートでは、全日制、定時制・通信制ともに、「生徒間のコミュニケーションの活性化や、人間関係づくりに効果があった」、「ＳＮＳ利用上の危険性について、生徒の理解が深まった」、「学校行事によい影響があった」などの回答があった。 ・児童生徒間だけでなく、地域の人や高齢者など学校外の人との人間関係づくりに取り組むことで、新しい気付きを得ることができた。
課題	・「学校に行くのが楽しい」と回答していない児童生徒の割合を減らしていく必要がある。 ・生徒のスマートフォン等への依存やＳＮＳ上のトラブルは依然として多く発生している状況である。 ・不登校や別室登校を行っている児童生徒に対する取組を工夫する必要がある。

施策の柱７における指標の状況、令和２年度の方向、基本施策3に対する点検・評価委員会の主な意見

指標の状況

指標		策定時		目標値	2020.4月末時点の最新値		進捗率	備考（進捗が芳しくない場合や数値に大幅な上下があった場合等、説明を記入）
項目	細目	数値	年度		数値	年度		
いじめ問題に関する校内研修会※を実施した学校の割合 ※いじめ問題に関する校内研修会：いじめ問題に特化した研修会に加えて、他の生徒指導等に係る研修会の中で、いじめ問題にも触れて実施した場合も含む。	小	53.0%	2017	100.0%	56.2%	2018	6.8%	
	中	55.0%	2017	100.0%	61.3%	2018	14.0%	
	高	62.0%	2017	100.0%	60.9%	2018	-2.9%	
	特支	38.0%	2017	100.0%	56.5%	2018	29.8%	各学校において職員や保護者向けの「法によるいじめの定義」の研修を行ったため。
児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合	小	95.0%	2017	100.0%	97.4%	2018	48.0%	高校：98.8% 特別支援学校：78.3%
	中	96.0%	2017	100.0%	98.8%	2018	70.0%	

令和２年度の方向

・各学校に対して、県の令和２年度いじめ問題対策推進事業計画に基づき、児童生徒の主体的ないじめ防止の活動を行っていくよう引き続き要請していく。
・いじめ問題に関する校内研修会について、令和2年度の学校教育の指針や各種会議などで触れ、各学校における研修の実施を呼びかけていく。
・管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において、いじめ問題に関する校内研修を積極的に行うよう周知していく。
・ウイズコロナ時代のこれまでと異なる新たな人間関係づくりのかたちや自らの障害と向き合いながらどのようにいじめ防止に取り組んでいけばよいかを自分たちで考えられる環境作りに努める。
・市町村教育委員会と連携しながら、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、いじめの徹底防止に取り組む。

基本施策３に対する「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」の主な意見

評価できる点

・小学校におけるボランティア・チューター「ようこそ先輩！」の取組により、小学生だけでなく、参加した学生及び生徒（先輩側）の進路や夢にも影響を与えており、双方にとって意義のある時間となっている。
・「自然体験活動」、「社会体験活動」の継続の中でリーダーが育ってきており、協調性や社会性、問題解決能力等の力の育成が図られている。
・全国学力・学習状況等調査において、「学校に行くのが楽しい」と答えた児童生徒の割合が全国平均を上回っており、よりよい学校づくりに取り組む中での一つの成果として評価できる。

課題

・ＳＮＳ等を介したいじめは把握が困難であるが、すべてのいじめへの対応において、被害者の心情に寄り添いながら、適切な対応をする必要がある。被害者側が我慢を強いられることはあってはならない。